

市立札幌病院患者向け無線 LAN 整備及び
インターネット接続サービス提供業務仕様書

1 業務の名称

市立札幌病院患者向け無線 LAN 整備及びインターネット接続サービス提供業務

2 業務の目的

市立札幌病院の下記整備対象エリアにおいて、無線 LAN (Wi-Fi) サービス（以下、「Wi-Fi サービス」とする）を提供することにより、利用者がスマートフォン等の端末を使ってインターネットに接続できる環境を確保し、快適に院内で過ごせるようにすることを目的とする。

3 業務の実施場所及び履行期間

札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 1-1 市立札幌病院内

行政財産の使用許可期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。

ただし、それぞれの運営に関する重大な過失等がない場合は、1 年ごとに当該許可を更新し、最長で 10 年間まで延長できることとします。

インターネット接続サービスの提供開始日は令和 6 年 4 月 1 日とする。

4 業務内容

(1) Wi-Fi サービスの提供

下記(2)～(4)の条件のもと、Wi-Fi サービスを提供すること。また、その整備。

(2) サービス提供時間

外来	午前 7 時 30 分から午後 6 時まで
入院	午前 6 時から午後 9 時 30 分まで

(3) サービス提供日

外来	土・日・祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く
入院	年末年始も含め年中無休

(4) 利用料金

外来	無料
入院	消費者のニーズに十分配慮した価格設定とすること。

なお、入院患者の利用に際しては、利用者と受託者が直接契約を行い、利用料金の

請求についても、受託者が直接行うこと。

(5) 売上額の正確な記録

毎月の売上額を正確に記録し、病院局の指定する日までに報告を行うこと。

(6) 仕様の制限

ア 受託者は院内の風紀を乱さないよう配慮し、善良な管理者の注意をもって維持保存すること。

イ 各種設備については、受託者の責任により維持管理を行うこと。

ウ 受託者は使用許可に基づく権利を第三者に譲渡、転貸等しないこと。

5 業務内容

(1) 全般

ア 新たな回線の敷設やアクセスポイントおよび周辺機材の設置、また電源の接続により公衆無線LAN環境の整備を受託者が実施すること。

イ 委託者はアクセスポイント他、受託者が設置した機材・設備を保有せず、サービスの提供を委託する。

ウ インターネット接続の提供は受託者によるサービスとして提供すること。

エ 受託者は設置した無線LAN環境に関わる全ての機材・設備の保守・運用、ならびに提供するサービスについて運用を行うこと。

(2) 利用環境

下記(5)の整備対象エリアにおいて、無料または有料で対象者がWi-Fiサービスの提供を受けられること。

(3) アクセスポイント

ア 受託者が指定するSSIDを使用できること。

イ アクセスポイント設置にあたっての調査・設計、施設管理者との調整、諸手続きは、受託者の業務範囲とする。

ウ 以下に指定した周波数等を使用してアクセスポイントを設計すること。

項目	機能
使用可能周波数	2.4GHz 帯 (※5GHz 帯は使用しないこと)
チャンネル	自動調整設定とすること
無線LAN規格	IEEE802.11ac/n/a/b/g に対応
LTE対応	2.1GHz (Band1)、800MHz (Band19)、1.5GHz (Band21)、1.7GHz (Band3)

動作環境	0～40℃で動作可能
最大同時接続可能数	50 台
その他	無線通信機能あり。無線 LAN 部暗号化方式は W P A 2 対応。

エ アクセスポイントの台数・設置場所については、委託者と協議の上、決定すること。

オ アクセスポイントの設置後、機器の動作試験を行い、下記(5)の整備対象エリアにおいて問題なくインターネット接続ができることを確認し、その結果を下記 6 (2) の機器試験成績書に記載して委託者へ提出すること。

カ 上記機器試験の結果、不具合があった場合、委託者と協議の上、その解消に協力すること。

(4) 整備対象エリア

ア 下記の整備対象エリアごとにアクセスポイントを設置すること。

1 階外来エリア	外来エリア・中央ホール・ 医事課（入退院受付）
2 階外来エリア	外来エリア
3 階外来エリア	外来エリア
3 階～10 階病棟	病室・デイルーム
精神科	2 階外来エリア・病室・デイルーム

イ 整備エリアの環境や特性に応じ、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮すること。

ウ 調査、設計、施設管理者との調整、諸手続き、機器整備に必要となる全ての事項については、受託者の業務範囲とする。

(5) セキュリティ対策

無線通信の暗号化

(6) 整備工事

ア 受託者は運営にあたり、企画提案内容に基づき、自らの責任と負担において必要な工事を行うこと。

イ 無線 LAN 環境に関わる全ての機器設置に係る設備改修についても、本業務に含めること。

ウ 機器設置場所や設置方法、設備改修内容等について、委託者から承認を得た後に施工を行うこと。

エ 設置した無線 LAN 環境に関わる全ての機材・設備について、自らの責任と負担において維持管理を行うこと。

(7) その他

ア 整備に当たっての工事や設備改修に要する費用は、すべて受託者の負担により行うこと。

イ 受託者は利用者からの利用方法や不具合に関する問い合わせに対応すること。
また、問い合わせ時間や連絡先を設定し、委託者に提出すること。

ウ ネットワークや機器に故障や不具合が発生した際は対応すること。

エ 上記イ・ウについて、4(2)・(3)の提供時間及び提供日での対応を行うこと。

6 公衆無線 LAN 接続整備時の納品物

(1) 業務完了報告書

(2) 機器試験成績書（導入機器の動作試験結果）

(3) 施工図面

※(1)は委託者指定の書式、(2)・(3)は任意の書式で提出することとする。

7 インターネット接続サービス提供における提出物

業務完了届（契約約款で定める本市指定の様式を毎月提出すること）

8 一般・共通事項

(1) 設定の対象となる機器については、設定する日時や手順等について、事前に委託者に説明をし、必ず承認を得たうえで実施すること。

(2) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と受託者が誠意を持って協議し、決定するものとする。

(3) 業務従事者は、業務上知り得た情報を他に漏らさず、委託者の許可なく本業務以外の目的のために使用してはならない。

(4) 契約書及び仕様書における疑義又は業務を遂行するうえでの疑義が生じた場合は、その都度受託者は委託者への内容の確認を行い、疑義の解消を行うこと。

また、契約書及び仕様書において定めのない事項で業務遂行上定める必要のある事項が生じた際には、その都度、委託者と受託者が協議の上定めることとする。